

京都府理学療法士会
会員各位

京都府理学療法士会
社会局局长 江平 知子
業務推進部 理事 阪東美可子

平成 30 年度協会指定管理者（初級）研修開催の御案内

日本理学療法士協会は、管理者の連携促進・士会組織強化を目的に、管理者の人材育成のための研修システムを構築しています。当士会においても、平成 28 年度より協会指定管理者の登録と認定のための研修会を開催しております。

今年度は、下記の通り協会指定管理者研修（初級）を開催いたします。皆様のご参加お待ちしております。

協会指定管理者（初級）の取得を目的とされている方は、別紙にて手順を御説明いたします。受講手順に沿ってマイページからの協会への申請をしていただいた上でのご参加よろしくをお願いいたします。

記

期 日：平成 31 年 2 月 2 日（土）15：30～17：00

場 所：京都医健専門学校

内 容：協会の求める管理者像

士会組織の方向性と管理者の協力体制

ワークショップ

参加費：無料

申し込み方法：メール

タイトル 「管理者研修申し込み」

本文に①氏名 ②所属 ③別紙 1～3 の受講条件いずれに該当するかを明記の上、業務推進部へお申し込みください kyotoptg@gmail.com

（管理者証明の自己申告職歴書、士会長推薦書が必要な方はその旨明記してください）

※京都府理学療法士会には、昨年までに 60 余名の管理者（初級）を取得した方々がおられます（内 22 名上級取得）。今後、今回取得された方々と共に、各専門に分かれてステップアップ研修や、管理者間の連携促進を図っていく予定です。取得に向けてご理解ご協力よろしくをお願いいたします。

協会指定管理者（初級）取得のご案内

受講要件 次の①②のどちらも満たしていること

①管理に従事している会員であること

②次の3項目いずれかに該当すること

1.士会長推薦者

2.士会主催のマネジメント研修受講者

3.回復期セラマネ、訪問リハ管理者、あるいはその他医療的マネジメントコースを卒業した者（終了日数規定は無し）

詳細説明

受講要件①

管理に従事している会員

〈管理者の定義〉

部下を持つもしくは部下はなくても業務上の責任ある立場として、組織から指示を受け活動している方（チームリーダーなどでも可）

〈証明書の種類〉

○勤務先からの役職証明、就労証明、辞令交付書

○自己申告での職歴書（フォーマットが必要な方は申し込み時にお申し出下さい）

〈判断基準〉

証明書で管理に従事していることがわかること

受講要件②

1.士会長推薦者

士会長からの推薦が必要な方はお申し出ください。必要用紙をお送りいたします。

2.士会主催のマネジメント研修受講者

平成30年度は、管理職ネットワークミーティングが該当します。

3.回復期セラマネ等

受講証明書など、研修を受けた証明書が必要です。

指定管理者について詳しくは協会 HP

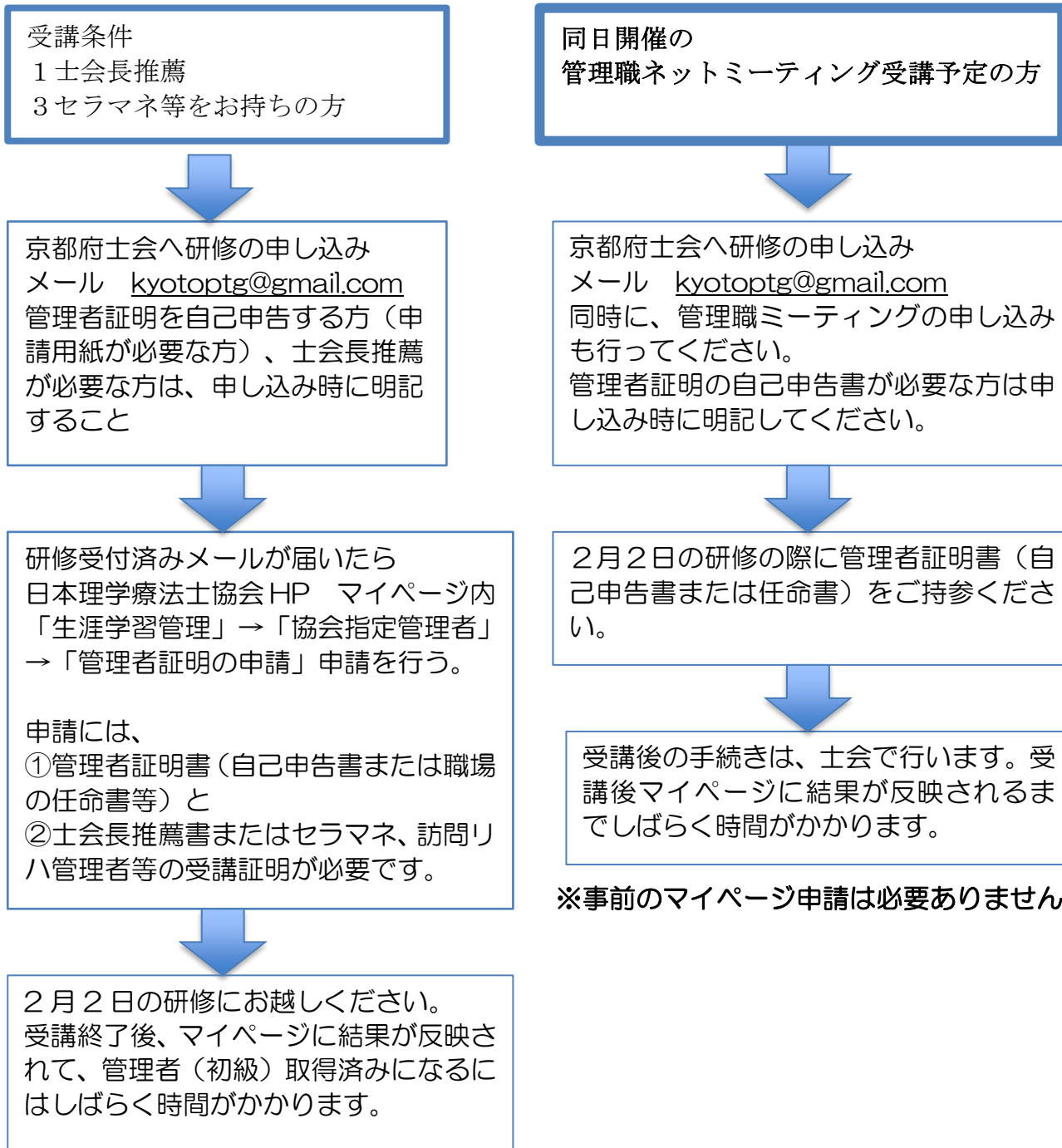
<http://www.japanpt.or.jp/members/lifelonglearning/kanrisya/>

をご覧ください

*本年度京都理学療法士会での申請手順は協会の HP と異なります。
次ページの手順をお読みの上お手続きください。

平成30年度 京都府理学療法士会 協会指定管理者(初級)取得までの流れ

①管理に従事している方で



手順等、ご不明な点については、
京都府理学療法士会 業務推進部 宛メールでお願いします。
その際タイトルに『管理者（初級）研修について』とお書きください。
アドレス： kyotoptg@gmail.com